

2024 年度 社会福祉法人愛恵会乳児院事業報告

1. はじめに（概況）

愛恵会乳児院は、1950 年に狛江市で設立され 1961 年に町田市に移転してきた、多摩地域で唯一の独立型乳児院である。戦後の混乱期に、乳児の命と成長を守る拠点として誕生し、長年にわたり地域の乳児福祉に重要な役割を果たしてきた。その後、多摩地域には世田谷区から移転した恵明学園乳児部（1970 年）や、中野区から移転したナザレットの家（2017 年）も加わりましたが、これらは児童養護施設と併設されており、愛恵会乳児院のように独立して運営されている乳児院は他にはない。

2018 年からは施設改革を本格的に進め、運営の効率化や透明性を高めるとともに、子どもたちの心身の発達を丁寧を支えるための養育体制を強化してきた。全ての養育単位を小規模なグループケアに移行し、家庭的な雰囲気の中で愛着形成を促進。さらに、常勤の心理職員 4 名と家庭支援専門相談員 3 名を配置し、子どもと家庭の複雑な課題に対応できる、質の高いケアを提供している。

また、愛恵会乳児院は多摩地域で唯一、新生児委託推進事業やフォスタリング事業（里親支援）を受託する乳児院でもある。これにより、子どもを家庭で育てる里親制度の推進に貢献しています。さらに、3 つの自治体から「赤ちゃんショートステイ」事業も受託しており、保護者が一時的に育児が難しい状況にある時の支援も行っている。

現在、愛恵会乳児院は「保護を目的とした施設」から、地域に根ざした「乳幼児総合支援センター」への転換を進めている。これは、乳児だけでなく、その家族全体を支える包括的な支援を目指す取り組みである。このような活動を通じて、愛恵会乳児院は多摩地域の乳児福祉の未来を切り開く拠点の一つとしてその役割と責任を広げていく。

2024 年度の経営成績は、事業活動収益が 919 百万円、同費用が 778 百万円、事業活動による損益は 141 百万円であった。対前年は、収益で 16%、損益（サービス活動増減差額）で 52% の増であった。収益増の原因は当年度に開設した八王子フォスタリング機関であり、損益増は乳児院事業において十分な職員数を確保できなかったことによる人件費の減少がその理由である。2025 年度から職員による紹介採用制度を発足させるなど、入所児及び職員が安心して生活できるよう、余裕のある人事を行っていききたい。資金的には、当期は大きな設備投資は行わず、パソコンや車輛の入替を行った程度であるが、院舎各所の不具合等の洗い出しを行っている。

2. 会議の開催

（1）評議員会の開催

定時評議員会

日 時： 2024 年 6 月 28 日（金） 午後 3 時 00 分～午後 4 時 30 分

第 1 号議案 2023 年度収支計算書類（収支計算書及び貸借対照表）及び
財産目録の承認について

第 2 号議案 役員報酬規程の改定・・・別冊 1

＜報告事項＞

- 1 2023年度事業報告について
- 2 2024年度予算及び事業計画について
2024年度予算・・・・・・別冊3

臨時評議員会

2025年2月21日、理事長から評議員に提案を行い、全員から書面による同意を得たため、関係法令および定款に基づき、その提案は評議員会の決議があったものとみなされた。

- 1 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
第1号議案 理事1名選任の件

（２）理事会の開催

第1回理事会

開催日時：2024年6月8日（土） 午後1時30分～

議題

- 第1号議案 2023年度事業報告
- 第2号議案 2023年度補正予算
- 第3号議案 2023年度決算
- 第4号議案 2024年6月賞与の支給
- 第5号議案 定時評議員会の開催
- 第6号議案 2023年度職員処遇改善計画の修正について

第2回理事会

開催日時：2024年9月21日（土） 午後1時30分～

議題

- 第1号議案 宿舍借上げ支援事業について

第3回理事会

開催日時：2024年12月7日（土） 午後1時30分～

議題

- 第1号議案 2024年度中間事業報告について
- 第2号議案 宿舍借上げ支援事業について
- 第3号議案 冬期賞与について
- 第4号議案 永年勤続表彰
- 第5号議案 手当等の見直しについて（特殊業務手当、住宅手当）

第4回理事会

開催日時：2025年1月18日（土） 午後1時30分～

議題

- 第1号議案 職員宿舍借上げ支援事業について

第2号議案) 職員紹介採用(リファラル採用)制度の新設について

第3号議案) 評議員会の開催について

第5回理事会

開催日時: 理事会の決議があったものとみなされた日 2025年2月10日

議題

第1号議案 理事1名選任の件

第6回理事会

開催日時: 2025年3月22日(土) 午後2時00分～

議題

第1号議案 2025年度事業計画

第2号議案 2024年度第一次補正予算(案)について

第3号議案 期末賞与について

第4号議案 2025年度処遇改善手当等について

第5号議案 2025年度当初予算(案)について

第6号議案 4月臨時理事会の開催について

3. 法人事業計画の具体化・実施

(1) 法人事業計画の具体化

社会的養護推進計画に対応し、在宅と入所支援を総合的に展開してフォスタリング機関の受託や子育て支援事業を実施するなど事業を拡大してきた。並行して管理職やリーダー層の人材育成を強化し、月1回の施設長による勉強会やOJTを通じて中長期計画に基づく事業所や機関の開設を見据えた実践的リーダーシップと経営マネジメントの育成に取り組んでいる。目標を明確にし、組織の再構築と並行して育成した人材が活躍できる体制を構築し、副施設長や各部門のリーダーを配置して、その役割を明確にすることで組織全体の機能強化を目指して取り組んだ。

2024年度は、新たに3歳以上の幼児の一時保護、および八王子児童相談所のフォスタリング機関を開始した。町田児童相談所のフォスタリング機関の受託を目指したが、受託できなかった。

2) 乳児院の充実

医師や外部の専門家が定期的に各ホームに入ること、職員がスーパーバイズを受ける機会を積極的に設けた。月2回、児童精神科医が入所児と直接かわり、養育者にアドバイスを行うことで、個別的なことから養育環境の課題まで幅広く治療的な環境を提供した。

また、権利擁護に関しても外部講師にホームに入ってもらい、一般的に不適切なかかわりが起こりやすい時間帯の養育場面についてスーパーバイズを受けるなど、個人の権利擁護についての理解を深めた。よりよい支援を実践するため、外部の目を入れることに積極的に取り組んだ。

高機能化・多機能化を目指して事業拡大に取り組み、今年度は地域支援事業であるショー

トステイの安定的な運営に向けて、実施する部屋をB棟に整備して移動した。入所児と生活スペースを分けることで、感染予防などショートステイ利用児と入所児の双方の健康維持につながっている。子育て広場は、開催回数を週2回に増やし、地域の親子の居場所、交流の場としても定着してきている。リピーターが増加するなかで、育児講座、妊婦向け講座など新たな企画を実施することを通じて、よりよい活動の継続に向けて発展的に取り組んでいる。

3) 法人経営力の強化

①事業拡大と将来展望

東京都では、一時保護所の入所の逼迫に対応するため、2024年度に「乳児院の一時保護委託受入促進事業」を創設し、4施設に委託された。本院もその一つとして4月より事業を開始した。また、八王子児童相談所フォスタリング機関も受託して、2か月間の準備期間を経て4月より本格的に事業を開始した。

乳児院の一時保護委託受入促進事業は4月は開設準備期間として、4月末から3歳以上の子どもの一時保護委託を受け入れ、従来の乳児院の枠を超えた新たな養育体制に挑戦している。生活リズムや発達支援の難しさに直面しながらも、ホーム職員同士で話し合いを重ね、悩みつつも一丸となって「幼児の命を守り健康に育てる養育」を目指してきた。

八王子フォスタリング機関は、開設直後は推進員を中心に児童相談所の職員に同行し、訪問や面接、サロンや研修などの機会を通じて里親と信頼関係を築いてきた。また、「ふおすはっち」の強みであるフットワークの軽さも活かし、即応体制を継続することで、里親に安心感を提供し続けてきた。

今後も、子どもと家庭を支える拠点としての役割を果たしていく。

②法人の財政基盤の確立

各種の新規事業、加算事業の受託に伴い法人の経営規模を拡大して財政基盤を強化してきた。しかし、コロナ禍で、乳児院の入所が不安定だった影響が、年度末に突如出てきた。

2023年度の入所実績に基づく2024年度の暫定定員は、算式6の適用でも41人だった。しかし、東京都からは、『令和6年度 定員（暫定定員）の設定及び職員必要数』により「算出上41人であるが、こども家庭庁宛て協議を行うことにより50人とする。なお、協議結果は別途通知される」との通知があり、暫定定員50人で職員配置を行い運営し、年度末には入所児童数が48人になった。それが、年度末に「こども家庭庁宛て協議の結果が不採択になったことが分かった」、「定員9人分の措置費の返金を求めることになる」との連絡があった。返金額を試算したところ約6500万円、職員数は7人+α（加算職員分）の減員が見込まれた。急ぎ都内乳児院と連絡を取り合い、乳児部会として緊急の申入れを行った。

その後、都とこども家庭庁の協議により返金しなくてよいとなり、3月31日に通知が届いた。施設としては、今後の経営の安定化を図るため、入所計画を立て職員に周知した。

4) リスクマネジメント（事件事故対応、ヒヤリハット等）の取り組み

職員は毎月の「セルフチェック」で自己の養育を振り返り、子どもとのかかわり、個人の尊重の姿勢などを確認して、よりよい支援が実践できることを目指している。養育会議で

は、不適切なかかわりについてテーマを決め、検討した。

乳幼児の権利擁護でも、外部講師に不適切なかかわりが起こりがちな時間帯に各ホームに定期的に入ってもらい、養育場面についてのスーパーバイズを受けるなど権利擁護に関して積極的な取り組みを行ってきた。

2024年度からサービス向上委員会の名称を権利擁護委員会に改め、活動のさらなる充実を図っている。

（２）人材対策（職員確保、育成、定着策等の総合的な取り組み）

１）人材確保の取り組み

法人は、人材確保一環として東京都の「職員宿舍借上げ支援事業」の拡充を期に、対象者の拡大に向けて準備を進めてきた。対象者は、常勤および常勤的非常勤として１日８時間勤務を行う職員とし、職種は問わず、勤務年数が１０年以内、乳児院から半径３km以内の物件に居住していることを条件とした。対象職員に対しては、家賃補助をするものとし、補助額には上限を設けることとした。

また、法人所有の職員寮に入居している職員に対しては、東京都の補助金の充実に伴い、従来の月額賃料１２,５００円を４,０００円に引き下げることにした。また、入居可能期間を３年６か月に延長した。

実施準備を進め、２０２５年４月より新たな補助制度による支援を開始することとした。

コロナ期後、職員採用の困難な状況が急速に進んでおり、新たな採用手法の導入が求められている。こうした背景を受けて、職員紹介制度、いわゆるリファラル採用の導入の検討を進めた。リファラル採用とは、法人が募集する職種に対し、職員や法人関係者の信頼できる人脈（友人・知人等）を通じて候補者を紹介してもらい、採用活動を行う手法である。

法人では、この制度の導入に向けて、職員が法人・施設に適任者を紹介することを業務の一環と位置づけ、就業規則に明記した。また、その業務に対して手当を支給することを給与規程に定めた。

２）人材育成・専門力の向上の取り組み

乳児院では、より良い養育を目指し、権利擁護に関する院内研修や外部専門家の助言を受けてきたが、職員から「子どもへの関わりは適切か」との声が絶えなかった。これを受け、今年度から「権利擁護委員会」を設置した。委員会名については他の案もあったが、「権利擁護」を主眼とすることを明確にし、「養育」や「子ども」に限定せず、すべての職員が関われるよう配慮し、この名称に決定した。

職員育成の一環として、全体・部署別研修や外部研修への参加を定例化している。

研修委員会が院内研修を企画し、外部研修へも積極的に派遣。個人別育成計画を基に、年度初めと末に上司との面接を実施し、個々の成長を支援してきた。法人による専門資格取得の助成制度を活用する職員もいる。

養育には外部専門家のスーパービジョン体制も整備し実施している。また、各ホームではチームとして連携し、質の高い養育を目指して、年度単位の方針に目標を定め、振り返りと課題の抽出を行い、業務の改善向上を進めている。

これらの取り組みは法人全体の計画とも連動し、組織力の向上が期待されている。

3) 職員の定着の取り組み

年度当初に、ベテラン職員によるパワーハラスメント、不適切養育について職員から報告があったことから調査を行い、就業規則に基づき対処した。その後、東京都による被措置児童等虐待通告調査の結果、被措置児童等虐待に該当するとされた。

ベテラン職員によるパワーハラスメントや不適切な養育は、職員の定着性に深刻な影響を及ぼしていた。パワハラ的言動や威圧的な指導は、若手職員の心理的安全性を脅かし、安心して働ける職場環境を損なう要因になっていた。特に子どもへの不適切な対応を目撃した職員は、倫理的ジレンマや無力感に苦しみ、離職を選ぶこともあった。また、ベテラン職員の言動の影響が強いと、新しい意見が通りにくく、若手の成長意欲や専門性の発揮が阻害されやすい。さらに、これらの問題が起きていたチームでは、人材育成の停滞と定着率の低下が起きていた。問題解決を進めたことで、職員チームに前向きな機運が広がってきた。安心して働き続けられる職場づくりが、質の高い養育と職員定着の基盤となる。

4 所轄庁の指導検査結果

1) 文書指摘

「契約を適正な方法により行っていないので、是正すること。」

2023 年度に実施した B 棟改修工事につき、本来は入札を行うべきところを随意契約にて実施した理由は次の通りです。平成 28 年 1 月に竣工した A 棟の建替工事の間の仮院舎として使用するために大規模修繕を行っています。その際に依頼した地元の工務店が、建物の構造、修繕履歴、及び設備の状態などを熟知していることから、その後もたびたび小規模な工事を依頼していたため、その延長として、今回も改修工事を依頼しました。今後は入札契約等の取り扱い基準に則り、1,000 万円以上の契約については入札を行います。

2) 口頭指摘事項

① 運営

- ・避難確保計画を速やかに作成し提出して下さい。
- ・労働時間を把握するために客観的な方法を検討ください。

② 養育・支援

- ・睡眠時のタオルについては、事故防止のため使用方法について留意ください。
- ・食事を食べ終わり待っている状況について、個々の状況に合わせて対応できるよう養育方法について改めて話し合ってください。

③ 会計

- ・複数見積徴収以外の方法で随意契約を行う場合は、業者の選定理由を稟議書等に記載して下さい。
- ・寄付者の意思が確認できていないケースがある。

以上